



Title	民事判例研究
Author(s)	長塚, 真琴
Citation	北大法学論集, 50(5): 133-147
Issue Date	2000-01-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14987
Type	bulletin
File Information	50(5)_p133-147.pdf



[Instructions for use](#)

民事判例研究

長塚真琴

一 漫画の登場人物と原作者の著作権——キャンディ・キャンディ事件

東京地裁平成一一二年二月二五日判決 判例時報一六七三
号六六頁(控訴)

△事実の概要▽

X(ペンネーム水木杏子)は、講談社発行の月刊少女漫画雑誌「なかよし」に、一九七五年四月から一九七九年三月にかけて連載され、その後テレビアニメ化もされた人気漫画「キャンディ・キャンディ」(以下、本件連載漫画)の原作者である。

Y₁（ペンネームいがらしゆみこ）は、本件連載漫画を作画した漫画家である。本件連載漫画は、連載の各回ごとにXがストーリーを創作し、小説形式にした原稿をY₁に渡し、Y₁がこの原稿に基づいて漫画を作成するという手順で制作された。

Y₂（株式会社フジサンケイアドワーク）は、Y₁から許諾を受けて、Y₁が一九九八年八月に書き下ろした本件連載漫画の主人公キャンデイの絵（以下、本件原画）を原画とするリトグラフおよび絵はがきを作成し、販売しようとしていた。

そこでXは、本件連載漫画の一コマであるキャンデイの絵（以下、本件コマ絵）、本件連載漫画連載中に描かれ「なかよし」の表紙に掲載されたキャンデイの絵（以下、本件表紙絵）につき、共同著作物の著作権の権利、または本件連載漫画を二次的著作物としその原作を原著作者の権利を有することの確認を求めた。また、本件原画の作成、複製、配布の差止を請求した。

これに対してYらは、本件連載漫画が連載の各回ごとにXが小説形式の原稿を作成してこれをY₁に渡し、Y₁が右原稿をみて漫画を作成するという手順で制作されたことは認めしたが、本件連載漫画は、XとY₁の共同著作物でもX作成の原作の二次的著作物でもなく、Y₁が単独で創作した著作物であると主張した。

また、仮にXが本件連載漫画について、共同著作物の著作権の権利、または、これを二次的著作物としその原作を原著作者とする原著作者の権利を有するとしても、本件連載漫画における登場人物の絵は、専らY₁の独創によるものであり、Xの創造性は全く介入していないのであるから、本件連載漫画のコマの中の絵でなく、Y₁が新たに書き下ろした絵である本件原画について、Xには、Y₁およびY₁から許諾を得たY₂に対して使用の差止を求める権利はないと主張した。

△判旨▽

請求認容。

一 本件連載漫画がXの創作に係る原作を原著著作物とする二次的著作物であるかどうかについて

「本件連載漫画は、当初からXが作成した原作原稿をY₁が漫画化するものとして『なかよし』編集部によって企画され、実際にも連載の各回ごとにXが小説の形式で原作原稿を作成し、これをY₁が漫画化するという手順で制作が行われたものであり、本件連載漫画とこれに対応する右原作原稿の各内容を対比してみても、…本件連載漫画はおおむね原作原稿の記載内容に沿って具体的なストーリーが展開され、登場人物の吹き出しの台詞

や思考・心情の記述もその多くが原作原稿中の記載に基づくものと認められる、また、出版物における著者の表示や二次的利用の際の権利関係の処理においても、Xは、終始、本件連載漫画につき原作者としての権利を有するものとして処遇され、Yもこれを容認してきたものである。

これらの事情を総合すれば、本件連載漫画は、連載の各回ごとに、Xの創作に係る小説形式の原作原稿という言語の著作物（右原作原稿が、思想又は感情を言語によって創作的に表現したものであつて著作物性を有することは、連載の一部の回に係る原作原稿であるハ証拠略Vから明らかである。）の存在を前提とし、これに依拠して、そこに表現された思想・感情の基本的部分を維持しつつ、表現の形式を言語から漫画に変えることによって、新たな著作物として成立したものであるものであり、したがつて、本件連載漫画は、Xの創作に係る原作原稿という著作物を翻案することによって創作された二次的著作物に当たると認められる。」

二 本件コマ絵について

「本件コマ絵が『なかよし』に掲載された本件連載漫画の一コマであることは当事者間に争いがないうところ、前記二のとおり、

Xは、本件連載漫画について、これを二次的著作物とし、その原作を原著著作物とする原著作者の権利（著作権法二八条）を有するものと認められるから、本件連載漫画の一部である本件コマ絵についても、右同様の権利を有するものといえる。」

三 本件表紙絵について

「本件表紙絵が、本件連載漫画の連載期間中にY₁が作成し『なかよし』の表紙に掲載された絵であつて、本件連載漫画の主人公キャンディを描いたものであることは当事者間に争いがな（本件表紙絵は、これを本件連載漫画中のキャンディの絵（ハ証拠略V）と対比しても、容貌や髪型などの特徴に照らし、本件連載漫画におけるキャンディを描いたものであることは明らかである）。そうすると、本件表紙絵は、本件連載漫画のどの場面の絵に対応するものであるかを特定するまでもなく、本件連載漫画のキャンディの絵の複製に当たるといふべきである。他方、…本件連載漫画は、Xの創作に係る原作の二次的著作物に当たるとあるから、本件連載漫画のキャンディの絵の複製物である本件表紙絵についても、やはりXの創作に係る原作との関係において、二次的著作物に当たるといふべきである。したがつて、Xは、本件表紙絵についても、これを二次的著

作物とし本件連載漫画の原作を原著作物とする原著作者の権利（著作権法二八条）を有するものといえる。」

四 本件原画について

「本件原画が本件連載漫画の主人公キャンディを描いたものであることは当事者間に争いが無い（本件原画は、これを本件連載漫画中のキャンディの絵（△証拠略▽）と対比しても、容貌や髪型などの特徴に照らし、本件連載漫画におけるキャンディを描いたものであることは明らかである）。そうすると、本件表紙絵の場合（…）と同様に、本件原画も本件連載漫画のキャンディの絵の複製に当たるといふべきである。なお、 Y_1 は二次的著作物たる本件連載漫画の著作権者であり、 Y_2 は本件原画の複製につき Y_1 から許諾を受けた者であるが、二次的著作物の著作権者であっても、原著作物の著作権者の許諾なく二次的著作物を利用することは許されない。」

「本件連載漫画は、Xの創作に係る原作という言語の著作物を、 Y_1 が漫画という別の表現形式に翻案することによって、新たな著作物として成立したものであり、右翻案に当たっては、漫画家である Y_1 による創作性が加えられ、特に絵については専ら Y_1 の創作によって成立したことは当然のことといふべきであるが、

このようにして成立した本件連載漫画は、絵のみならず、ストーリー展開、人物の台詞や心理描写、コマの構成などの諸要素が不可分一体となった一つの著作物といふべきなのであるから、本件連載漫画中の絵という表現の要素のみを取り上げて、それが専ら Y_1 の創作によるからその部分のみの利用は Y_1 の専権に属するといふことはできない。そして、前記のとおり、本件連載漫画がX作成の原作との関係において、その二次的著作物であると認められる以上、Xは、絵という要素も含めた不可分一体の著作物である本件連載漫画に関し、原著作物の著作物として、本件連載漫画の著作者である Y_1 と同様の権利を有することになるのであり、他方、本件原画のような本件連載漫画の登場人物を描いた絵は本件連載漫画における当該登場人物の絵の複製と認められるのであるから、これを作成、複製、又は配布するYらの行為が、Xの有する複製権を侵害することになるのは当然である。」

△評釈▽

一 はじめに——本判決の意義——

漫画の登場人物をめぐるこれまでの裁判例には、原作つき漫

画の原作者の許諾を得ず、漫画家のみ許諾により、登場人物の絵を商品化したという事案のものはなかった。東京地判昭和五一・五・二六無体例集八卷一号二一九頁・判時八一五号二七頁〔サザエさん〕も、最判平成九・七・一七民集五一卷六号二七一四頁〔ポパイ（ネクタイ）〕も、漫画家自身が絵だけでなくストーリーやセリフをも創作していた場合に、漫画家あるいは漫画の著作権者の許諾を得ずに商品化がおこなわれたという事案であった。

本判決では、雑誌に連載されたストーリー漫画につき、漫画家が登場人物の絵を新たに描き下ろし、他人に許諾を与えてこれを印刷させ、「複製原画」として販売させることは、ストーリーやセリフを創作した原作者に無断でなしえないと判断された。この判断の過程で、連載漫画の全体およびその登場人物の絵に対して、原作者は著作権法上どのような権利を持つのか、初めて法廷で明らかにされた。

本判決は、原作つき漫画の商品化実務にとって極めて重要であるため、大いに注目を集めている⁽¹⁾。また、いわゆるキャラクターの著作権法による保護をめぐる議論にも、以下で検討するような様々な論点を付け加えるものであるといえる。

二 検討

1 判旨の三段論法

本件表紙絵と本件原画に関する判旨は、①本件連載漫画（連載開始から終了までの全体）は、その原作（小説形式の原稿であり、連載開始から終了までの全体）の二次的著作物である、②本件表紙絵・本件原画は本件連載漫画の登場人物の絵を複製または翻案したものである、③したがって本件表紙絵・本件原画もまた原作の二次的著作物であり、Xの許諾なくしては利用できない（著作権法二八条、という三段論法の論理構成をとっている。

この論理構成のうち①と②は、それら自体としては、これまでの裁判例を踏襲し学説の大勢に沿うものである。

まず①について、判旨は、「本件連載漫画は、連載の各回ごとに、Xの創作に係る小説形式の原作原稿という言語の著作物（…）の存在を前提とし、これに依拠して、そこに表現された思想・感情の基本的部分を維持しつつ、表現の形式を言語から漫画に変えることによって、新たな著作物として成立したものと見え」としている。このような場合に、本件連載漫画と

その原作との間に、二次的著作物（著作権法二条一項一―号）の關係、あるいは翻案關係が成立することは明らかである。たとえば、東京地判平成六、三、二三判時一五一七号一三六頁「ぼくのスカート」でも、「翻案」とは、翻訳、編曲、変形、脚色又は映画化と同じように、いずれか一方の作品に接したときに、接した当該作品のストーリーやメロディ等の基本的な内容と、他方の作品のそれとの同一性に思い至る程度に当該著作物の基本的な内容が同一であることを要するというべきであり、また、本件のようなドラマやその脚本においては、主題、ストーリー、作品の性格等の基本的な内容が類似することを要するというべき」であると判示されている（翻案権侵害の成立は否定された）。

次に②について、判旨は、本件表紙絵・本件原画は、その「容貌や髪型などの特徴に照らし、本件連載漫画におけるキャラクターを描いたものであることは明らかである」から、「本件連載漫画のどの場面の絵に対応するものであるかを特定するまでもなく、本件連載漫画のキャラクターの絵の複製にあたる」と述べている。これは、漫画の登場人物の絵の複製に関し、前掲サザエさん事件判決以降、裁判所が一貫して維持してきた考え方を踏襲するものである。前掲ポパイ（ネクタイ）事件最高裁

判決でも、「複製というためには、第三者の作品が漫画の特定の画面に描かれた登場人物の絵と細部まで一致することを要するものではなく、その特徴から当該登場人物を描いたものであることを知り得るものであれば足りるというべきである」とされている。学説には、このような裁判例の考え方に賛成するか（田村善之『著作権法概説』（一九九八年・有斐閣）五一頁）、明確に異議を唱えないものが多い（反対、村林隆一「漫画の著作権」パテント四六巻八号（一九九三年）八頁）。

ところが、③で本件表紙絵・本件原画が原作の二次的著作物とされた点に関し、①②を前提とした三段論法の帰結であるということ以上の理由は、判旨四で引用した部分によっても、必ずしも明確ではない。本判決の裁判長裁判官による文献にも、「原則として、原作者は、漫画の利用に関し、原著物の著作者として、二次的著作物である漫画の著作者（作画者）と同一の権利を有する（法二八条）」と述べられているが（三村量一「漫画の著作物の複製権、翻案権の侵害」清水利亮・設楽隆一編『現代裁判法大系二六（知的財産権）』（一九九九年・新日本法規出版）四二八―四二九頁）、理由は特に示されていない。

2 二段階テストと濾過テスト

本判決は、著作権侵害の成否を決定する手順として、いわゆる二段階テストを二度繰り返し返す方法を採用したものとと思われる。⁽²⁾すなわち、前記①で、まず原作全体に着目して創作性を判断し、次に原作の創作的表現が本件連載漫画全体に再生されていることを認定した。②では、まず本件連載漫画全体に着目して創作性を判断し、次に本件連載漫画の創作的表現が本件表紙絵・本件原画に再生されていることを認定した。そして、③では、①②からやや形式的・自動的に、原作の創作的表現が本件表紙絵・本件原画に再生されているという結論を導いたのである。

しかし、本判決は、この方法をとることにより、「創作的な表現と認めた部分とは無関係なところが共通しているに過ぎないにも拘わらず類似性を肯定してしまおうという、まま見掛ける過ち」(田村/前掲四六頁)に陥っているのではないだろうか。本判決が、当初からYらが利用している著作物に着目し、そこにXの創作的表現が再生されているかどうかを吟味する濾過テストによっていたとすれば、全く別の判断が下されていたように思われる。

濾過テストによっても、本件コマ絵までは何とか、原作の特定の部分(著作物性のあるひとまじりの言語表現)を翻案したものと考えられるだろう(目録一参照)。本件コマ絵には、

キャンデイの姿だけではなく周囲の状況やセリフも示されているからである。しかし、本件表紙絵・本件原画(目録二・目録三)は、本件連載漫画の中のキャンデイの絵の複製であるとははいえるが、原作との関係で、その特定の部分を翻案したものとはいえない。もしこれらが原作の二次的著作物だということなら、原作全体を通じてXが言語で表現した想像上の人格Ⅱキャラクターを、絵画的に表現した二次的著作物になるはずである。しかし、このような意味でのキャラクターは、果たして本当に創作的な表現といえるのだろうか。

3 言語によって表現されたキャラクターの保護

言語によって表現されたキャラクターを創作的な表現と認めることには、慎重な声強い。その理由としては、そのキャラクターを具体的にどのようなように思い浮かべるかは読み手によって異なるのだから、読み手が想起するイメージは読み手自身がある中で創作したものでしかなく、著作者が創作した表現とはいいたいこと(田村/前掲六六〜六七頁)、そのキャラクターを特定の言語著作物のプロット(筋書)から切り離した場合にも、創作的個性があるとは言い切れないこと(渡邊修「キャラ

クター（文学的キャラクター）の侵害」齊藤博・牧野利秋編『裁判実務大系二七・知的財産関係訴訟法』（一九九七年・青林書院）一五七頁）が指摘されている。

たとえばY₁は、フロベールの小説を翻案して、漫画「ボヴァリー夫人」を描いているが（いがらしゆみこ（原作フロベール）『ボヴァリー夫人』（一九九七年・中公文庫コミック版）、フロベールが小説全体を通じて言語で描写した女主人公エマの容貌や姿態は、違う漫画家が作画すれば違う絵で描いたであろうものにすぎず、それ自体はいまだ思想・感情の具体的表現とはいえないと考えられる。また、その生育環境、凡庸な夫や退屈な周囲の環境、不実あるいは未熟な愛人、強欲な隣人等々の周到的なプロットがあつてこそそのエマなのであり、これらから切り離せば、どこにでもいる現実逃避的で金遣いの荒い不貞の妻となってしまうのではないだろうか。このように考えると、どこからどこまでがエマのキャラクターであるのかさえはつきりしない。

判旨の論理構成では、漫画「ボヴァリー夫人」についても、Y₁がエマの絵を利用することにフロベールの許諾が必要だということになるはずである。すなわち、判旨は、既存の言語著作物が漫画化された後、その登場人物の絵画表現のみを利用する

ことに、原作たる言語著作物の著作者の許諾が必要であるという帰結を導くのではないか。特に、漫画家が言語著作物をその著作者の関与なく一方的に翻案した場合でも、登場人物等の絵を利用することが、自由にできなくなるのではないか。

以上のように、本判決の論理構成は広すぎる射程を持ちうるものであるといえ、その点で賛成することはできない。

4 キャンディの絵画表現自体の共同著作物性

とはいえ、筆者は、本判決の結論には必ずしも反対ではない。漫画「キャンディ・キャンディ」と漫画「ボヴァリー夫人」では事案が違うからである。

筆者は、本判決では、より詳細な事実認定のもとに、本件コマ絵・本件表紙絵・本件原画におけるキャンディの絵画表現自体が、XとY₁の共同著作物であるかどうかを吟味するべきであったと考える。この場合、結論は同じになりうるが、判決の射程はずっと狭くなるからである。

1で述べたように、従来の裁判例は、その特徴から漫画の登場人物と特定できる絵の利用を漫画の複製と解してきた。しかし、ここでいう「漫画」の複製が、登場人物の絵画表現（2お

よび3で述べた意味でのキャラクターではなく、あくまで視覚的に特定できる表現) 自体を著作物と認めた上で、その複製を指すのかどうかは、必ずしも明らかではない。

筆者はこの点を積極に解し、登場人物の絵画表現自体の著作物性、およびその複製を観念してよいと考える。その理由としては、前掲ポパイ(ネクタイ)事件最高裁判決で示された論理構成が挙げられる。

同判決は、ポパイのような「連載漫画においては、後続の漫画は：先行する漫画を翻案したものとということができるから、先行する漫画を原著著作物とする二次的著作物と解される」と判示した。ここで、いずれも数コマから成る先行の漫画と後続の漫画を、それぞれひとつの絵のように考えて対比したとき、⁽⁴⁾二つの漫画の共通部分(二次的著作物としての後者に利用されている部分)は、登場人物たちの絵柄だけである。ところで、二次的著作物が創作されるにあたり、それを利用される部分に著作物性が認められなければ、「二次的」著作物とはいえないはずである(堀江亜以子「キャラクターの保護期間に関する一試論」東京都立大学法学政治学研究三九巻二号(一九九九年)三八八頁)。したがって、同判決のこのような論理構成は、登場人物たちの絵柄がそれだけで著作物になるという発想を前提と

していると思われる。

ところが、本判決の判旨四の後半には、「Xは、絵という要素も含めた不可分一体の著作物である本件連載漫画に関し、原著物の著作物として、本件連載漫画の著作物であるY₁と同様の権利を有することになるのであり、他方、本件原画のような本件連載漫画の登場人物を描いた絵は本件連載漫画における当該登場人物の絵の複製と認められるのであるから、これを作成、複製、又は配布する被告らの行為が、Xの有する複製権を侵害することになるのは当然である」という判示がみられる。「Xの有する複製権」の意味するところが不明確だが、ここには、登場人物の絵はそれだけでは著作物とはいえず、その利用は本件連載漫画全体の利用と擬制されるというロジックが用いられているのかもしれない。このようなロジックは、これまでの裁判例が、漫画における絵画的表現と言語的表現とを「不可分一体」のものとしてとらえてきた流れに沿うものではある(作花文雄「Q&A キャクターの保護と著作権制度」コピーライト四五八号(一九九九年)五五頁)。しかし、部分の利用を全体の利用と擬制するロジックは、漫画以外の著作物の場合と大きな齟齬を生じる。たとえば、言語著作物の複製権侵害の事例において裁判所は、原告作品のうち被告によって利用された部分

に着目し、そこに著作物性があるかどうかを吟味している（東京地判平成六・四・二五判時一五〇九号一三〇頁「日本の城の基礎知識」）。被告によって利用された部分に著作物性がなければ、仮に原告作品全体に著作物性があっても、著作権侵害は否定されるのである。

以上より、本判決では、キャンディの絵の絵画表現自体に対し、Xの創作的寄与があるかどうかを吟味すべきであったと考える。

漫画の登場人物の絵画表現については、個々の特徴（髪型（長さ・分け方・縛り方）、リボンの大きさ・形・数、髪の色、顔型、目の大きさ（顔全体に占める比率）、鼻の高さ、目つきや眉の傾き等により構成される表情、そばかすやほくろ、目の色、体格（特に成人期における体と頭のバランス）等。登場人物の成長にあわせて変動することもある）は創作的といえなくとも、その組み合わせは創作的たりうると考えるべきである。

問題は、これらの特徴の選択にXがどの程度関与したかである（5）。絵画表現に作画者以外の者が創作的に関与し、共同著作者と認められた裁判例もあることに照らせば（大阪地判昭和六〇・三・二九判時一一四九号一四七頁・判夕五六五号二七四頁〔商業広告〕）、この点の立証は、容易ではないが不可能でもな

いと思われる。Xが開設したウェブサイト（<http://www.k-nagi.com>）およびY₁の公式サイト（<http://www.candycandy.net>）によれば、Y₁らは控訴理由書で「Y₁はXから第一回のストーリー原稿を受け取る前にキャンディの絵を完成させた」と主張しているそうであるが、この主張の成否は、もっぱら控訴審における事実認定いかんによることとなる。

なお、前記Xのウェブサイトによれば、控訴理由書では、キャンディの絵についてXの著作権を認めると、Y₁の画風が封印される、すなわち、Y₁の他の作品の絵について、キャンディの絵の複製権あるいは翻案権の侵害の問題が生じうるとも主張されているという。一九九九年二月二六日付朝日新聞でも、Y₁側の代理人弁護士が「今後描く絵についてもいちいちXの許可を得なければならず、漫画家の著作活動を著しく制限することになる」とコメントしている。しかし、私見のように、キャンディの絵自体にXが創作的貢献をなした場合に限りXの共同著作権を認め、またその保護範囲も狭く解すれば、そのような問題は生じないのではなからうか。

「キャンディ・キャンディ」以後のY₁作品を五篇読んでみた限りでは（初出の早い順に、いがらしゆみこ（原作 水木杏子）『ティム・ティム・サーカス』（一九九七年・中公文庫コミッ

ク版)、同(原作 井沢満)『ジョージイ!』(全三巻)』(一九九六年・同)、同(原作 栗本薫)『パロスの剣(全二巻)』(同・同)、同(原作 トルストイ)『アンナ・カレーニナ』(一九九七年・同)、前掲『ボヴァリー夫人』、登場人物の絵柄には確かに一定の共通点¹¹画風がみられる。特に、登場人物が幼児である場合、男児・女児を問わず顔はかなり類似する。しかしそれでも、キャンディの特徴を全部備えた登場人物は、自作パロディの場面で意図的に描いた場合(前掲『パロスの剣』第二巻)を除いて出てこない。Y₁は、作品によってかなり画風を変えることのできる漫画家であり、特に、「ボヴァリー夫人」のようなシリアスな作品と、「キャンディ・キャンディ」のようなコミカルな要素も多い作品とでは、登場人物の絵柄は完全に描き分けられている。少なくともY₁においては、過去に取り組んだ原作つき漫画における登場人物の絵が原作者との共同著作権に服する場合があっても、その絵の具体的表現を迂回しつつ、新たな作品を創作することが可能であると考えられる。

5 XとY₁の間の契約

判旨では省略したが、本判決においては、一九九五年一月

一五日にXとY₁との間で、本件連載漫画の二次的利用に関して、双方の同意を要すること、使用料を一定の割合に応じて配分することなどを内容とする契約が締結されたことが認定されている。前記Xのウェブサイト(「あらし」のページ)では、Xの訴訟代理人が、今回の訴訟は争点を著作権に絞って提起したが、Y₁の契約違反も無視できない問題であると述べている。

今後、本件コマ絵・本件表紙絵・本件原画に関するXの著作権についてどのような判断が下されようとも、XとY₁の間の上記のような契約は有効であり、当事者を拘束するものであると考えられる。なぜなら、原作者の寄与によるストーリーが魅力的なものだったからこそ、原作つき漫画の登場人物の絵は人気を博するのであり、絵の経済的利用に対して原作者にも利益が還元されてしかるべきだという考え方(作花/前掲五五頁)は、説得的だからである。前出の朝日新聞所掲の関係者談話でも、商品化を出版社が仲介する場合、契約で原作者と漫画家の権利を同等に定めるのが普通であるとされており、これは業界の慣行ともいえるのではないか。

ただし、X・Y₁間の契約違反を理由に、Y₂に対して本件原画の作成、複製、配布の差止を請求するのは困難であろう。Xが訴訟においてまず著作権法上の請求をなしたのは、このためで

あろうと思われる。

6 本件連載漫画の共同著作物性

筆者は①において、原作と本件連載漫画の関係が二次的著作物と判断されたことは、これまでの裁判例の流れに沿うものであると指摘した。しかし、それは、あくまで原作と本件連載漫画を対比した場合の両者の関係についてのみ、いえることである。

本判決の裁判長裁判官による文献には、本判決のような場合と、既に小説として公表されている作品に基づいて漫画家が漫画を作成する場合と異なる点はなく、原作者は原著著作物である原作につき作画者の同意を要することなく自由にこれを利用することができる⁽⁶⁾と述べられているが(三村/前掲四二八―四二九頁)、筆者はこの見解には疑問を覚える。すなわち、本判決のような場合と既存の完結した言語著作物を漫画化する場合とが同じとは言い切れず、本件連載漫画全体はXとY₁の共同著作物である可能性もあり、その場合には、原作をXが単独で利用することも許されないと考える。

判旨では省略したが、本件連載漫画の制作経過は以下の通り

認定された。本件連載漫画は、一九七四年一月頃、当時講談社との間で専属契約を結んでいたY₁の「なかよし」における新連載として企画され、「なかよし」編集部によつて、原作者を付すことが決められ、原作者としてXが人選された。そして、その頃、X・Y₁・担当編集者の間で、本件連載漫画のストーリーの基本的な構想が決定された。その後は、毎月の連載回ごとに、以下の作業が繰り返された。すなわち、Xによる小説形式の原作原稿(担当編集者のチェックを経て、この者によつてY₁に渡される)に基づいてY₁が作画し、ネーム(漫画の草案)ができた段階で再び担当編集者のチェックを受け、特に原稿が分量的に一回の連載に収まらない場合には担当編集者がXに連絡し、これに基づいてXは新しい終わり方のアイデアを出したり原稿を修正したりする。ネームが確定した後、Y₁は漫画を完成させ(この段階で人物の服装や背景が決められる)、Xは完成した当該回の漫画のゲラ刷りを見た上で、次回分の原作原稿(当該回との関係で始まり方に修正が加わる場合もある)の執筆に着手する。

このような事実関係に照らせば、XとY₁がそれぞれの寄与に創作的に影響を与えあつた結果として、原作および本件連載漫画が完成した可能性も否定できないと考える。⁽⁶⁾少なくとも、連

載の各回のストーリー展開、特に、各回をどのように終わらせ

どのように始めるかが、必ずしもXの予定通りにはならなかったことは認定されている（Y₁からXへの影響）。ここで、本件連載漫画のストーリーのうちどこからどこまでが、Y₁の寄与によって修正を受けた部分なのかは、読者には必ずしも明らかではないと思われる。だとすれば、著作権法二条一項一・二号が定めるように、本件連載漫画に対するXの寄与とY₁の寄与を分離して利用することは、不可能なのではないだろうか（反対、牛木理一「連載漫画の原作とキャラクターの絵との関係」パテント五二巻二号（一九九九年）五八頁）。さらに、原作の各回の始まり方が、Y₁によって修正を受けた漫画の連載各回の終わりに規定されているとすれば、原作もまた、Xの単独著作物とはいえないのではなからうか。

そして、認定事実のみからは明らかではないが、登場人物ら（少なくとも主人公のキャンディ）の絵画表現には、一九七四年一月に打ち合わせがなされた際に、Xからの創作的といえるほどの指示があったのではないだろうか（XからY₁への影響。なお、この点が積極であることは、4でみた登場人物の絵の共同著作物性が成り立つために必要十分であるが、本件連載漫画全体の共同著作物性が成り立つためには、必要でも十分

でもないと考えられる）。

本判決でXは、本件連載漫画について、共同著作物の著作者の権利または二次的著作物の原著作者の権利を有することを主張した。したがって裁判所は、本件連載漫画全体を共同著作物と認定することもできた。しかし、Y₁がXの主張をいずれも争い、原作はヒントにすぎず本件連載漫画はY₁の単独著作物であると主張したため、本判決は、物的証拠として提出された原作の原稿と本件連載漫画とを照らし合わせて、Y₁のやや強引ともいえる主張を確実に封じる道を選んだものと思われる。

三 おわりに

言語によって表現されたキャラクターを著作権で保護することは、いまだ表現とはいえないアイデア、あるいは、創作性があるかどうか疑わしいものを保護することにつながり、適当ではない。本判決の論理構成は、言語著作物の漫画化という局面に限つてであるが、言語によって表現されたキャラクターの著作権保護に道を開くものといえ、賛成できない。

しかしながら、Xがキャンディの絵について全く著作権を有しないとはいい切れない。本件連載漫画全体とは独立の著作物

性を持つキャンデイの絵に、Xの創作性が反映されていると考
える余地もあったと思われるからである。なお、事案の解決と
は必ずしも関係ないが、本件連載漫画全体についても、その制
作過程を、Xの原作のY₁による漫画化というよりは、XとY₁に
よる漫画の共同制作ととらえる余地があったと思われる。いず
れにせよ、控訴審においては、さらに詳細な事実認定が必要で
あると考えられる。

註

(1) 一九九九年二月二六日付朝日新聞、マーチャンダイジ
ングライツレポート四六二号(一九九九年四月)の特集
等。また判例時報一六七三号(一九九九年七月)も特報
で扱っている。

(2) 二段階テストと濾過テストについては、田村/前掲四
六頁。また、以下上段二段落目までの記述は、一九九九
年五月一四日の北海道大学民事法研究会における田村助
教授のご指摘に負うところが大きい。

(3) 現実には、一八八〇年まで生きたフロベールの作品は、
すでに公有に帰している。原作が公有でない例として、

世界名作劇場シリーズの一環としてアニメ映画化された
「赤毛のアン」がある(原作者のモンゴメリは一九四二
年に死亡したが、戦時加算があるため)。

(4) このような対比方法は、佐藤恵太中央大学助教授のご
教示に負うところが大きい。

(5) 作花/前掲五五頁は、「登場人物の姿態の個々の絵の表
現にまで原作者の権利が及ぶというためには、原作にお
いて、どのような漫画家が描いても、ほぼ類似性を看取
し得る姿態を描くであろう程度の漫画表現上の詳細な指
示をしていることが必要ではないか」とするが、原作の
中で指示がなされることを要求する点からみて、これは、
登場人物の絵の表現が原作の二次的著作物となる場合を
想定しており、私見とは似て異なる考え方に立つもので
あると思われる。

(6) なお、担当編集者の役割は非常に大きく、創作的とい
える寄与をしているようにも思われるが、XもY₁もこの
者が共同著作者であるとの主張をしていないため、これ
以上の検討は控えることとする。

(7) 和田光史「キャンデイ・キャンデイ事件」CIPIC
ジャーナル八八号(一九九九年)六三頁は、原作つき漫
画において、原作自体が共同著作物と認められる可能性
があることを示している。ただし、本判決の事例の下で
はどうなるかは検討していない。



目録一

〔附記〕 本判決の評釈として、作花／前掲・牛木／前掲・和田／前掲のほか、土井輝生「連載漫画『キャンディ・キャンディ』をめぐるストーリー原作者と漫画作者をめぐる権利関係」マーチャンダイジングライツレポート四六二号四頁（一九九九年）がある。



目録二

キャラクターの著作権保護に関する筆者の見解をより包括的にまとめたものとして、拙稿「キャラクターの著作権保護」著作権情報センター主催「市民のための著作権講座（一九九九年七月一三日・札幌市）」講演録（著作権情報センター）所収がある。



目録三